

坂祝町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

(令和8年度～令和11年度)

令和8年2月

坂祝町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ 10

1. 本計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本町は、第7次総合計画（令和3年度～令和12年度）に掲げたまちの将来像「暮らしたい 訪れたい 魅力あふれる さかほぎ」を受け、教育から見ためざす町の姿「豊かな心を育む教育・文化のまち」の実現に向け、学校、家庭、地域が一体となって日々の教育活動を推進し、児童生徒の健全育成に努めてきた。

しかし、近年、学校や教員に対する保護者や地域からの期待が高まる中、教員の業務は多岐にわたり、教員不足の問題、教員の過酷な長時間勤務の問題、ストレス等で教員が精神疾患に陥り休職に至る問題等が懸念されている。

教育職員の業務負担を軽減し、授業改善に資する専門性向上のための研修や、児童生徒一人一人としっかりと向き合うことができる時間を確保することにより、教育職員の働きやすさと働きがいの両立を図るとともに、学習指導要領が掲げる理念の実現に向けて、より質の高い教育を推進することが求められる。

そこで、過剰な業務量や長時間勤務が教育職員の健康に及ぼす影響を軽減するため、業務内容の適切な管理と計画的な働き方を推進するとともに、教育職員の健康状態を定期的に把握し、要に応じて健康面や負担軽減措置を講じることで、働きやすい良好な職場環境づくりに取り組むことを目的とし、本計画を策定した。

(2) 本町の現状

- 本町では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として「坂祝町立小中学校教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」（以下「規則」という）を定め、人的配置や教育DX活用等、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に向けた様々な取組を推進してきた。
- こうした取り組み等の結果、本町における教育職員の勤務時間外在校等時間の状況について、令和6年度及び令和7年度（4月～12月）は以下のとおりであった。

■時間外在校等時間の状況 *坂祝町教育委員会調べ

【令和6年度の時間外在校等時間の月平均】

	小学校	中学校
時間外在校等時間（月平均）	34時間14分	43時間43分

【令和7年度（4月～12月）の時間外在校等時間の月平均】

	小学校	中学校
時間外在校等時間（月平均）	32時間37分	39時間27分

【令和6年度の時間外在校等時間の時間別割合（％）】

	(ア) 時間外在校等時間が 45時間～80時間の職員の割合	(イ) 時間外在校等時間が 80時間以上の職員の割合
小学校	34.7	1.3
中学校	38.6	7.6

【令和7年度（4月～12月）の時間外在校等時間の時間別割合（％）】

	(ア) 時間外在校等時間が 45時間～80時間の職員の割合	(イ) 時間外在校等時間が 80時間以上の職員の割合
小学校	25.4	0.3
中学校	44.3	2.5

【時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員の割合（％）（令和6年度）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	14.2	0.0	0.0	0.0	0.0	10.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中学校	10.0	10.3	5.2	0.0	0.0	5.5	11.1	5.5	5.5	0.0	0.0	0.0

【時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合（％）（令和6年度）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	71.4	53.5	52.6	13.7	0.0	10.3	32.1	37.9	13.7	13.7	27.5	21.4
中学校	65.0	44.8	57.8	33.3	0.0	38.8	50.0	50.0	61.1	44.4	21.4	23.5

【時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員の割合（％）（令和7年度4～12月）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
中学校	0.0	0.0	11.1	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			

【時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合（％）（令和7年度4～12月）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	51.7	34.4	34.4	3.4	0.0	40.7	33.3	11.1	18.5			
中学校	66.6	72.2	50.0	27.7	0.0	33.3	53.3	52.9	50.0			

■心身の健康の状況 *ストレスチェック

【高ストレスの割合（％）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小中学校	16.2	10.5	12.5	6.5	4.3

【働きがいがあると感じている教育職員の割合 (%)】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小中学校	97.3	94.7	92.5	93.5	89.1

【職場の雰囲気が友好的であると感じている教育職員の割合 (%)】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小中学校	56.8	81.6	87.5	100	91.3

【心身の状態が安定していると感じている教育職員の割合 (%)】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小中学校	72.2	72.8	72.3	73.5	79.5

- 時間外在校等時間は減少傾向にあるものの、規則に定める時間外在校等時間の上限（原則：月45時間）を超える教育職員の割合が、令和6年度の最も多い月において小学校約71%、中学校約65%、また月80時間を超える教育職員の割合は小学校約14%、中学約11%に上っている。
- 中学校の方が小学校より時間外在校時間が長い傾向にあり、45時間を超える職員の割合が多い。
- 小中どちらも、年度初めや2学期の中ごろ、行事の集中する時期に在校時間が長くなる傾向がある。
- 時間外在校等時間が80時間を超える職員は、一部の教育職員に固定化の傾向がある。
- 「高ストレスの割合」や「働きがい・職場の雰囲気のよさ」「心身の安定した状態」の項目においては、取組の成果が一定定数表せていることが確認されるものの、一方で対処が困難な児童生徒への対応や事務的業務の量が大きなストレス要因となっていることも明らかになった。

これらのことより、本町の現状は次のように分析できる。

- ・本町教育職員の勤務時間外在校等勤務時間（月平均）は「規則」の範囲内にある。
- ・今後は、1ヶ月45時間を超える教育職員を減らし、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する計画が必要である。
- ・小学校と中学校の差を縮める必要がある。
- ・教育職員の働きがいや、友好的な職場づくり、また心身の安定といったメンタルヘルスは今後も調査を継続しながら、適切な数値目標を設定して取り組む必要がある。

2. 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。
 - (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ①1年間における1ヶ月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ②1ヶ月の時間外在校等時間が45時間を超える職員の割合を0%にする
- ③小学校と中学校の時間外在校等時間の差を縮める。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

- ①教育職員のストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0%にすることを基本目標とした上で、まずは前年度から下回るようにする。【現況値(令和7年度)4.3%】
- ②働きがいがある、職場の雰囲気が友好的であると感じる教育職員の割合を100%にする。
- ③心身の状態が安定していると感じる教育職員の割合を100%にする。

3. 計画の期間

- 本計画は、令和8年度を初年度とし、令和11年度までを対象期間とする。なお、本計画は、この計画期間内においても、制度の改正や学校を取り巻く社会情勢の変化等により、見直し変更する場合がある。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下(1)～(3)の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時に日常的な見守り活動を行う「学校地域安全サポーター」を小学校区に配置する。また、交通安全協会の役員や民生委員による登下校時の見守りを継続して行う。 ・教育職員、保護者、地域安全指導員、青少年育成推進指導員から成る「坂祝町地域学校安全サポートチーム推進協議会」において、登下校に係る情報共有を図るとともに、地域の状況や実情に応じた協働体制による見守り活動を推進する。 ・凶悪事件の未然防止を目的とした民間協力拠点「こども110番の家」の登録依頼、関係機関と連携した通学路の再確認と危険個所対策等、様々な安全対策を実施する。

②放課後から夜間などにおける校外の見守り、児童生徒が補導された時の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後から夜間などにおける見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わない。 ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことを、保護者や警察と認識共有する。 ・夏休み等の夜間の見回りは青少年育成推進委員が中心となって行う。

③学校徴収金の徴収・管理
<ul style="list-style-type: none"> ・共同学校事務室と連携・協議し、すでに公会計化している学校給食費を除く徴収金について、業務効率化を実現する仕組みの構築を検討する。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
<ul style="list-style-type: none"> ・地域と学校の連携を促進する「地域学校協働活動推進員」を地域学校協働活動の実施状況に応じ配置する。 ・地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、学校運営協議会委員の協力を得ながら教育職員間で適切な役割分担を行い、教頭の業務負担を軽減する。 ・地域学校協働活動推進員が中心となり、関係部局との連携を密にしながら、活動を継続的に支える伴奏支援体制を構築するとともに、地域と学校をつなぐコーディネート機能の一層の充実を図る。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・学校に対する過剰な苦情や不正な要求に適切に対応できるよう、具体的な方法等を示した「学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル（岐阜県教育委員会策定）」を周知する。 ・迷惑電話等に対応できるよう、通話録音装置及びナンバーディスプレイ付電話機を各学校に配備する。 ・学校を取り巻く多様で複雑な課題に適切に対応できるよう、弁護士による法的助言を受けられる相談体制を整備する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答
<ul style="list-style-type: none"> ・統合型校務支援システム等の機能を活用することにより事務負担を軽減する。 ・教育委員会で回答できるもの、学校でしか回答できないものを精査し、学校への依頼を減らしていく。修正依頼が入った場合は、学校への聞き取りをもとに可能な限り教育委員会で対応をすることで、各担当者の負担を軽減する。 ・学校事務体制の強化のため、令和8年度中に共同学校事務室を整備する。

②学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
<ul style="list-style-type: none"> ・資料は複雑なものにしないよう留意し、作成に時間をかけないように工夫する。 ・学校が行う場合は事務職員等も積極的に参画するようにする。

③ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・情報管理担当の教育委員会職員が中心に対応しつつ、民間事業者へ委託を検討する。

④学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・学校プールや体育館等の施設・設備の管理は教育委員会職員が中心となって行う。
- ・教育職員の授業等に付随して行う日常点検を継続しつつ、外部委託を検討する。
- ・体育館等の地域開放施設の管理業務について、電子化等の導入を検討する。

⑤校舎の開錠・施錠

- ・平日は現状通り、全教育職員による輪番等での開錠・施錠業務を行うとともに、夜間・早朝は自動警備装置による機械警備を実施する。
- ・休日の工事等における開錠・施錠は教育委員会担当者が行うことで教育職員の負担を軽減する。

⑥児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・特定の教育職員に偏らないよう、全教育職員による輪番や、地域住民等との協議により負担軽減を図る。

⑦校内清掃

- ・週に1～2回程度、掃除なしロング昼休みの時間を位置付けたり、町費の校務員やスクール・サポート・スタッフによる校内の清掃日を設けたりするなどして負担軽減を図る。
- ・地域住民等の支援を得て、児童生徒への清掃指導や、校内清掃の補助、放課後清掃の取組を検討する。

⑧部活動

- ・地域展開担当の教育委員会職員を中心に、関係部局と連携を図りながら部活動の地域展開を進める。
- ・教育職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の手続きについて周知する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①給食の時間における対応

- ・学級担任等の特定の教育職員に偏らないよう、全教育職員による輪番や支援員との協働により、負担軽減を促進する。
- ・食に関する指導については、栄養教諭が担当する。

②授業準備

- ・学習プリントや、全校児童生徒へ配布する資料等の印刷等を行う、スクール・サポート・スタッフを各学校に配置する。
- ・教育D Xの活用により、教育職員が作成した教材や指導資料を効率的に共有できる仕組みを整備し、教育職員間での活用を促進することで負担軽減を促進する。
- ・業務効率化に資する教育D Xの効果的な活用について、引き続き検討する。

③学習評価や成績処理

- ・デジタル採点システム及び統合型校務支援システムの機能等を活用し、授業準備、採点作業及び成績処理に関する事務負担を軽減する。
- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを各学校に配置する。
- ・R 9年度以降に、自動採点システムの導入を検討していく。

④学校行事の準備・運営

- ・学校行事で使用する資料・資材の簡素化、複数年活用等の工夫による負担軽減を図るとともに、準備・運営にあたっては、教員業務支援員等との連携や準備の簡素化、省力化等を促進する。
- ・県や町が主催する体験活動や講座等の情報を効果的に提供し、学校現場における情報収集等の負担を軽減するとともに、児童生徒が多様な学びに触れる機会を拡充する。

⑤進路指導の準備

- ・就職先に関する情報収集等について、事務職員やスクール・サポート・スタッフ等との協働を促進する。

⑥支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導スーパーバイザー、教育相談員、日本語指導助手（通訳）等、多様な専門人材を配置する。
- ・教育相談担当の教育職員や教育相談員、スクールカウンセラー等を対象とした専門研修を実施し、学校における支援体制を強化する。
- ・各学校の校内支援センターの整備体制を図り、運用を推進する。また校外支援センター（あすなる教室）の周知と連携を図る。
- ・支援が必要な児童生徒・家庭が一人で悩みを抱え込まず、前向きに生活することができるよう、教育委員会内に相談窓口を設置・運用するとともに、外部機関の相談窓口も含め、更なる周知を図る。
- ・本町の重層的支援体制を活かし、福祉部局と連携・協働しながら、学校を支える仕組みを一層整備する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

①地域・保護者との役割整理

- 学校経営構想に働き方改革に関する内容を盛り込み、地域や保護者と現状を共有することで、相互理解を深める。また、学校運営協議会を活用し、地域や保護者との連携を図りながら、働き方改革に向けた具体的な取組を推進する。

②校内体制の整備・マネジメント強化

- 学校評価の評価項目に働き方改革を含む本計画に対応した項目を設定する。また、学校評価の結果を活用して進捗状況を確認し、さらに学校運営の改善に向けた具体的な措置を講じることで、計画の実効性を高める。
- 管理職は、日常的なコミュニケーションを通じて、各業務に費やす時間配分の仕方、優先順位の付け方、書類等の整理の仕方、学校内外のリソースやネットワークを生かした教材研究の仕方、専門性向上のための自己研鑽の仕方とその時間の生み出し方等、実現・持続可能な業務の進め方について意見交換を行う。さらには教育職員の働き方改革を積極的に評価するなど、意識醸成に努める。
- 管理職は、把握した教育職員の勤務状況を踏まえ、一部の教育職員に業務が集中しないよう、業務の平準化・効率化を図る。

③校務・教育活動の見直し

- 学校行事、校内会議、行内文書、調査・報告業務について精査し、効率化を図る。校内会議は回数や時間を訂正化し、必要に応じて書面やオンライン化を進める。
- 学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表を工夫する。
- 学校行事について、その目的や教育的効果を踏まえた精選と重点化を継続的に進める。
- 児童生徒の校内清掃は、回数・範囲・時間等の合理化を促進する。
- 児童生徒の登校時刻については、地域の状況や実情を十分に考慮したうえで、児童生徒の安全確保と教育職員の勤務時間に配慮しながら、適切に設定する。

④ICT活用・業務の効率化・外部対応
○ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理等の校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、50%にする。
○ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全校に設置する。

(3) 教育職員の健康および福祉の確保に関する取り組み

教育職員の健康および福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

①健康状態の把握と早期対応
<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間の記録結果等を活用し、健康状態や業務負担の状況を把握する。 ・長時間勤務が継続している教育職員について、管理職による状況確認や面談を行う。 ・心身の不調の兆しを早期に把握できるよう、日常的な声かけや相談体制の充実を図る。

②医師による面接指導等の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・一ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導を実施するよう働き掛けを実施する。 ・面接指導の結果を踏まえ、業務内容の調整や軽減措置を講じる。

③メンタルヘルス対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェックの実施率を100%にし、教育職員の心理的負担の把握に努める。また実施後の集団分析の結果等から職場改善を推進する。 ・高ストレスと判定された教育職員は、健康管理医と面談を行うよう働き掛けを徹底する。 ・教育委員会内にメンタル不調等に関する相談窓口を設置・運用するとともに、外部機関が提供する相談窓口についても周知を進める。

④安心して相談できる職場環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止に向けた取組を推進し、安心して働ける職場環境づくりを進める。 ・教育委員会内にハラスメント等について相談できる窓口を設置・運用し、教育職員が気軽に悩みや不安を相談できる体制を整備する。 ・ハラスメント等に関する相談内容が不利益な取扱いにつながらないように、プライバシーへの配慮を徹底する。把握した事案については、教育委員会において、個々の事例に即して必要な対応や支援等を検討し、学校に対して指導・助言するなど、教育委員会が学校と協力して適切・迅速な解決を図る。

⑤勤務・休養確保・ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ノー残業デーを年10日以上設定するとともに、長期休業期間中に緊急時の連絡体制を確保した上で、一定期間の「学校閉庁日」を設定する。
- ・夏期・冬季休業期間中に「学校閉庁日」を設定し、教育職員が計画的に年次有給休暇を取得できる環境を整える。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、学校に対して取得を促進する。
- ・スライド勤務、及び1年単位の変形労働時間制等の勤務時間制度の活用について周知する。
- ・育児、介護等と仕事の両立に配慮し、各種休暇・制度の周知に努める。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関と共に取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、各学校に配備している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に対して個別の支援・指導を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校、業務の偏りを解消する必要がある学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指す。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職を対象とした労働管理や協働的で健全な学校経営等に関する研修を充実するとともに、町内外の優れた取組を幅広く共有するなど、教育委員会からの支援を強化する。
- 学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会を活用し、地域や保護者の理解・協力を得ながら、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく取組の徹底等、学校や教育職員が担ってきた業務の削減や役割分担の見直しを進める。